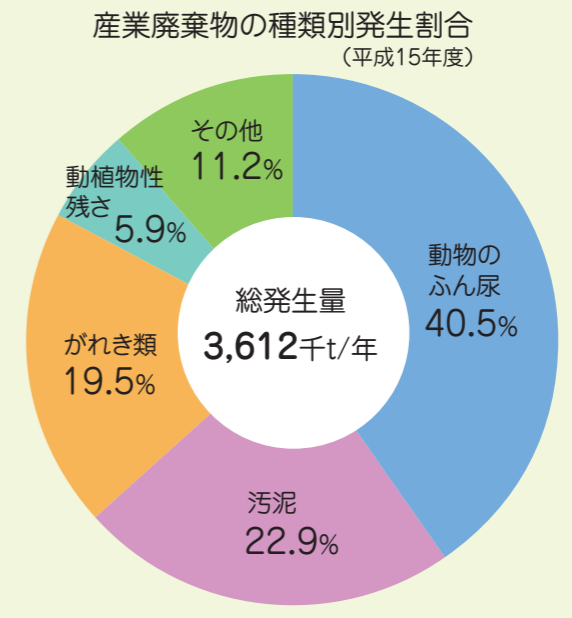
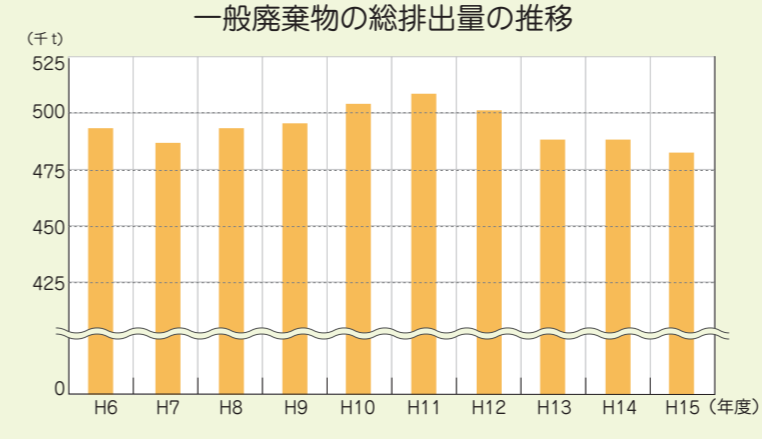


県産のリサイクル製品を優先して使いましょう！

県内の廃棄物の現状

廃棄物には、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」があります。産業廃棄物は事業活動に伴って排出される廃棄物のうち特に法律で定められた二十種類で、「一般廃棄物は産業廃棄物以外の主に家庭から排出されるものを指します。いずれも若干減少傾向にありますが、今後、更なる排出量の抑制と、再生利用の促進が求められています。



未来のために私達ができること。

RECYCLE

「循環型社会」を作りたい。これは、木や石油などの限りある天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会をいいます。この社会においては、製品の廃棄はできる限り抑え、廃棄物については「循環資源」としての再利用や再生利用を行い、それができないものについては適正に処分することが求められています。この場合の再生利用が「リサイクル」のことで、廃棄物を再び資源として有効活用し、物質の循環を図るための大切な考え方となっています。近年、リサイクルを促進するために、「家電リサイクル法」や「自動車リサイクル法」など、さまざまな製品を対象にした法律が制定されました。消費者のみならず、製造メーカーもリサイクルに係る費用などを負担する中、分別収集や再生加工などの体制が整いつつあります。しかし、せっかくリサイクル製品が作られても、利用されないというリサイクルの出口で滞ってしまいます。そこで、県では、リサイクルの出口となる製品の需要を促すことで、スムーズに資源が循環していただけるようリサイクル資材・製品の認定制度を定めています。

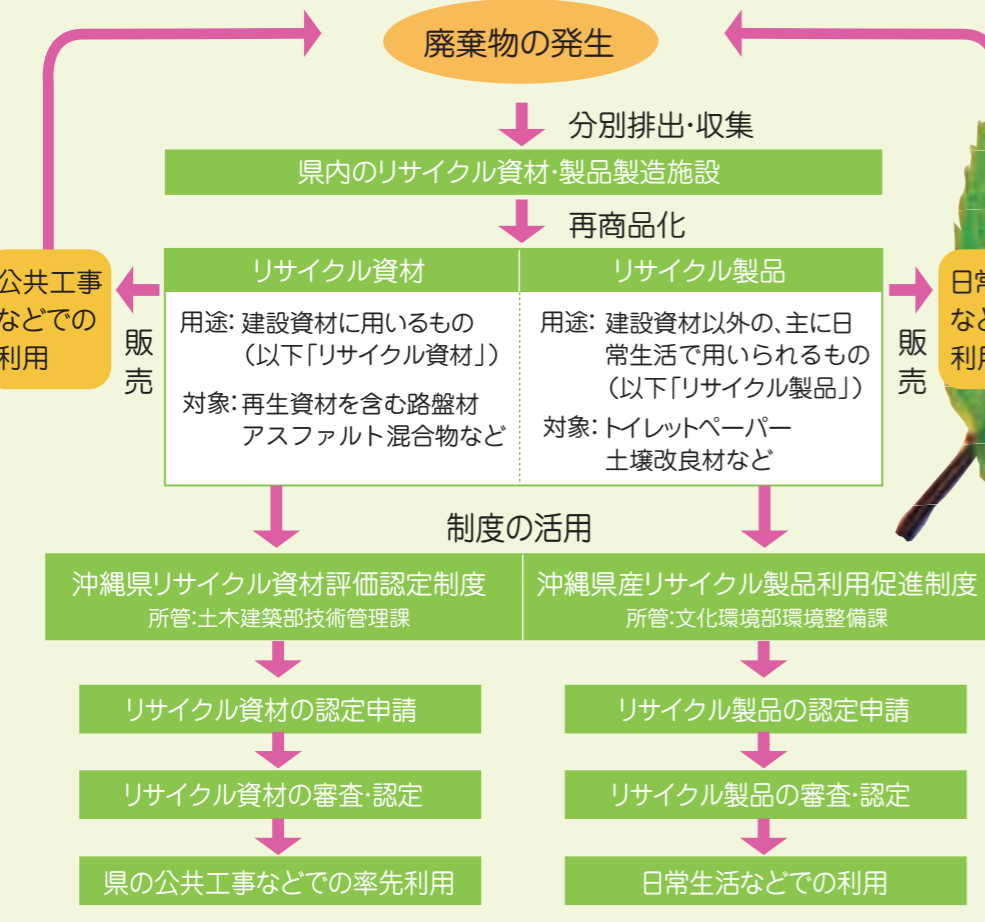


「ゆいくる」のロゴマーク

認定制度には、建設資材に用いられるリサイクル資材を対象とする「沖縄県リサイクル資材評価認定制度」と、それ以外の主に日用品などに使われるリサイクル製品を対象とする「沖縄県産リサイクル製品利用促進制度」の二つがあります。対象となるリサイクル資材・製品については、いずれも県内で発生した廃棄物を原料として生産されたものに限りますが、県が品質や安全性について客観的な基準を定め、それを満たした資材・製品を認定することによる利用拡大をねらいとしています。



評価基準の区分	資材数
再生資源含有加熱アスファルト混合物	7
再生資源含有路盤材	13
再生資源含有 コンクリート二次製品	1
再生資源含有鉄筋スパーサ	2
再生資源含有土砂代替材	4
再生資源含有堆肥	4
再生資源含有土壌改良材	2
計	33



お問い合わせ 県環境整備課(リサイクル製品) TEL: 098-866-2231 FAX: 098-866-2235
 県技術管理課(リサイクル資材) TEL: 098-866-2374 FAX: 098-866-2506

